

一宮町妊婦支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第38号

一宮町妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づき、一宮町妊婦支援給付金（以下「妊婦支援給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年4月1日以降、一宮町内に住所を有しており、妊娠の届出を行った者又は、医師による胎児心拍の確認が取れている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(支給額)

3 条 妊婦支援給付金の額は、次のとおりとする。

、 妊婦支援給付金（1回目） 妊娠1回につき5万円

妊婦支援給付金（2回目） 胎児1人につき5万円

(第3条第1号の要件に該当する者への支給方法)

- 第4条 前条の支給を受けようとする第2条第1項の要件に該当する妊婦支援給付金支給対象者（以下「1回目支給申請者」という。）は、一宮町妊婦給付認定申請書兼妊婦支援給付金（1回目）申請書・請求書（別記第1号様式）を町長に提出し、妊婦である認定を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、1回目支給申請者は、妊娠の届出及び他の市区町村で法第10条の2の規定に基づく給付を受けていない旨の申告を行わなければならない。
- 3 1回目支給申請者は、本町が妊婦支援給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、かつ、共有することについて同意するものとする。
- 4 妊娠の届出の前に流産又は死産した場合、医師が胎児の心拍を認める診断書等を提出したときは、妊婦支援給付金（1回目）の支給対象となる。
- 5 第1項の規定による申請書の提出は、妊娠中に行うものとする。ただし、前項に定めるものは、流産又は死産したその日から行えるものとする。
- 6 町長は、第1項の規定による申請書の提出を受けた場合、確認の上、妊婦支援給付金を支給することが適當と認めたときは、当該申請者に通知した上、前条第1号の支給を行うものとする。ただし、適當でないと認めたときは、同号の支給を行わないものとし、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等の方法により、確認を行うものとする。
- 7 町長は、必要に応じて、妊婦支援給付金の申請時に1回目支給申請者の公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

(第3条第2号の要件に該当する者への支給方法)

- 第5条 第2条第1項の要件に該当する妊婦支援給付金支給対象者（以下「2回目支給申請者」という。）が、妊婦支援給付金（2回目）を申請する場合は、一宮町胎児の数の届出書兼妊婦支援給付金（2回目）申請書・請求書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。この場合において、2回目支給申請者は、出生の届出、他の市区町村で法第10条の2に基づく給付を受けてい

ない旨の申告及び本町が妊娠支援給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、かつ、共有することについて同意をしなければならない。

- 2 妊娠の届出の前に流産又は死産をした場合、医師が胎児の心拍を認める診断書等を提出したときは、妊婦支援給付金（2回目）の支給対象となる。
- 3 第1項の規定による申請書の提出は、出産予定日の8週間前の日以降行うものとする。ただし、前項に定めるものは、流産又は死産したその日から行えるものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による申請書の提出を受けた場合は、確認の上、妊婦支援給付金を支給することが適當と認めたときは、当該申請者に通知した上、妊婦支援給付金（2回目）の支給を行うものとする。
- 5 適當でないと認めたときは、妊婦支援給付金（2回目）を支給しないものとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて産科医療機関等に妊娠中の胎児の数を確認すること等の方法により、確認を行うものとする。
- 6 町長は、必要に応じて、妊婦支援給付金の申請時に申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

（認定の取消し）

第6条 町長は第4条第1項に規定する認定を受けた後、該当者が転出した場合には転出日をもって本町における妊婦給付認定は取り消すものとする。

（不当利得の返還）

第7条 町長は、妊婦支援給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又はその他不正な手段により妊婦支援給付金の給付を受けた者に対しては、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この告示の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条）

一宮町妊婦給付認定申請書兼一宮町妊婦支援給付金（1回目）申請書・請求書

（宛先）一宮町長

【誓約・同意事項】

- （1）他の自治体で、子ども・子育て支援法の規定に基づく妊婦のための支援給付金（1回目）の支給を受けていません。
- （2）給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、一宮町が保有する公簿等の確認を行うことや、必要な資料を産科等医療機関や他の行政機関等に求める、または提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- （3）この申請書は、一宮町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- （4）一宮町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、一宮町が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- （5）給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- （6）子ども・子育て支援法の規定に基づき、転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受ける必要があることに同意します。
- （7）妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

1. 申請者（妊婦）		申請日	年	月	日		
フリガナ							
妊婦氏名	㊞						
個人番号							
住所							
日中連絡先	携帯	()	/	自宅	()		
妊娠届出日	年	月	日	出産予定日	年	月	日
妊娠判定を受けた医療機関							
妊娠届出日時点の住所地 ※現住所と異なる場合のみ記載							

【裏面に続く】

2. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を、

希望します。（申請額5万円）

既に他市区町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市区町村： ）

希望しません。

※他市区町村で給付を受けている方、希望されない方については以下の記載は不要となります。

3. 振込口座 ※口座名義人は、1. の申請者本人に限ります。

※ 振込口座の確認できる書類の写し（コピー）を添付

金融機関名		支店名			種別 口座番号	普通・当座				
銀行・組合 金庫・農協 ()		本・支店 本・支所 出張所				※右詰で記入してください。				
金融機関 コード		支店 コード			口座 名義	※フリガナのみ ※通帳の表記に合わせてください。				

※ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号」を記入してください。

※旧姓名義の口座に振込みを希望される場合は、旧姓がわかる本人確認書類の写しを提出してください。

※振込先の金融機関は、国内の銀行に限ります。

第2号様式（第5条）

一宮町胎児の数の届出書兼一宮町妊婦支援給付金（2回目）申請書・請求書

（宛先）一宮町長

私は、次のすべての項目について確認し、誓約及び同意のうえ、必要な書類を添えて申請します。

【誓約・同意事項】

- (1) 他の自治体で、子ども・子育て支援法の規定に基づく妊婦のための支援給付金（2回目）の支給を受けていません。
- (2) 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、一宮町が保有する公簿等の確認を行うことや、必要な資料を産科等医療機関や他の行政機関等に求める、または提供することに同意します。
また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (3) この申請書は、一宮町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 一宮町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、一宮町が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- (5) 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- (6) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、妊娠等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

1. 申請者（妊婦）		申請日	年 月 日							
フリガナ										
氏名		印	生年月日 年 月 日							
住所										
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
日中連絡先	携帯	()	/	自宅	()					
胎児の数の確認を受けた医療機関										

【裏面に続く】

2. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。（胎児の数_____人・申請額_____万円）

希望しません。

3. 振込口座 ※口座名義人は、原則として1. の申請者本人に限ります。

※ 振込口座の確認できる書類の写し（コピー）を添付

妊婦支援給付金（1回目）請求時と同様の口座で良い場合は口座確認書類を省略できます。

金融機関名		支店名			種別	普通・当座				
銀行・組合 金庫・農協 ()		本・支店 本・支所 出張所				口座番号	※右詰で記入してください。			
金融機関コード		支店コード			口座名義	※フリガナのみ ※通帳の表記に合わせてください。				

※ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号」を記入してください。

※旧姓名義の口座に振込みを希望される場合は、旧姓がわかる本人確認書類の写しを提出してください。

※振込先の金融機関は、国内の銀行に限ります。